

2012 年 1 月 6 日 全 10 頁

1 1 年 6 月総会の定款変更 (株式・総会・防衛策編)

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

[要約]

- 2011 年 6 月に開催された株主総会で、東証一部上場会社のうち 238 社（246 議案）が定款変更を実施したことが確認できた。本稿ではそのうち「総則」、「株式」、「株主総会」、「買収防衛策」に関するものを紹介する。
- 定款の「総則」に関連しては 116 社が定款変更を行った。その多くは「事業目的」の追加・修正・削除である（86 社）。
- 「株式」に関連しては、36 社が定款変更を行っている。その中では発行可能株式総数（いわゆる授權枠）の変更（22 社）や種類株式に関する改正（20 社）が目立った。
- 「株主総会」に関連しては、買収防衛策に関するものを除くと 31 社であった。その中では「招集権者・議長の変更」を行った会社が多かった（17 社）。
- 「買収防衛策」に関する定款変更を行ったのは、2 社にとどまった。内訳は、規定の新設（株主総会による買収防衛策の導入等の明記）が 1 社、規定の改正（買収者に対する金銭等の交付に関する条項の削除）が 1 社であった。規定を廃止する会社はなかった。

【目次】

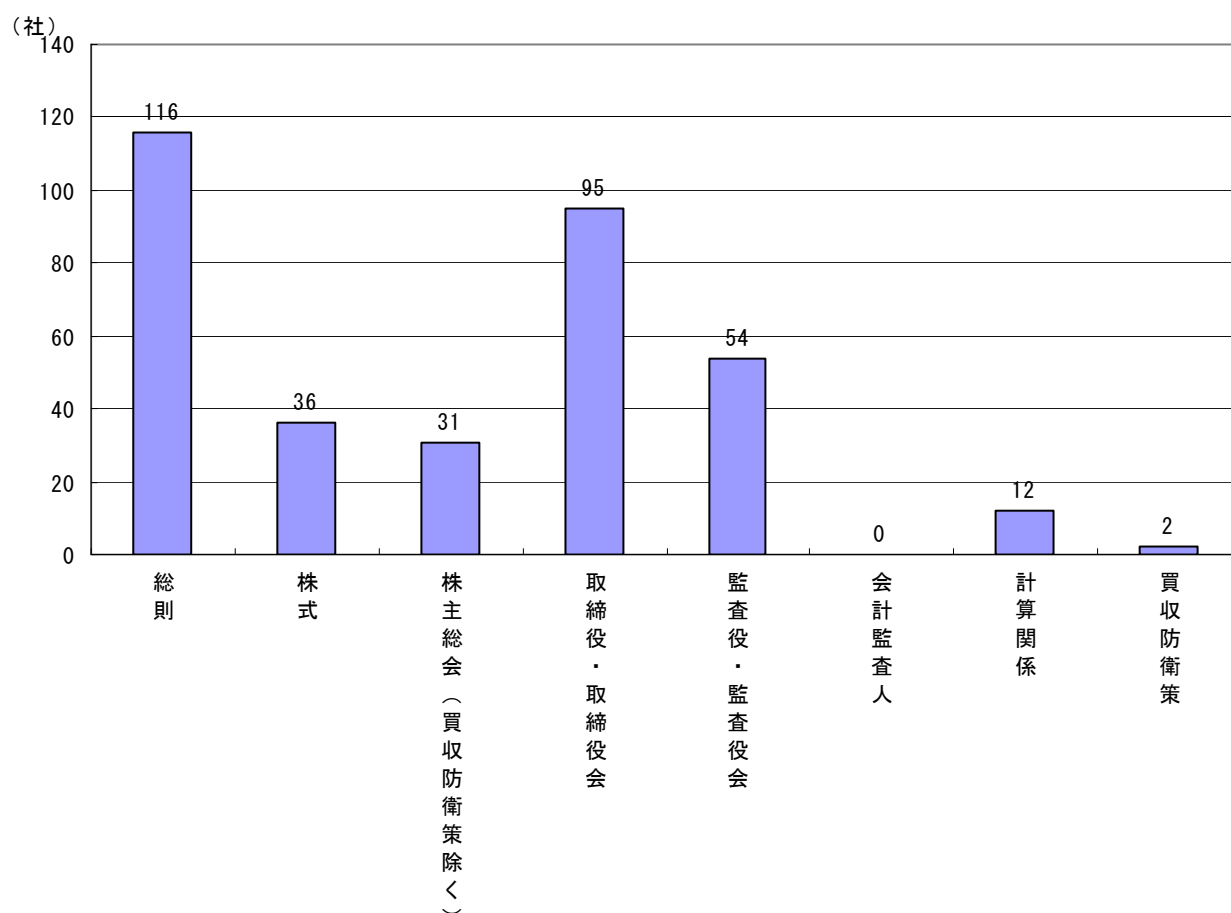
はじめに	2
1. 「総則」に関する定款変更	3
(1) 「事業目的」	3
(2) 「電子公告」	4
2. 「株式」に関する定款変更	5
(1) 「発行可能株式総数」（いわゆる授權枠）	6
(2) 「種類株式」	8
3. 「株主総会（買収防衛策除く）」に関する定款変更	8
4. 「買収防衛策」に関する定款変更	9

はじめに

○2011年6月に開催された株主総会（臨時株主総会含む）で、東京証券取引所（以下、東証）第一部上場会社（内国会社）のうち238社（2010年は249社）が定款変更を実施したことが確認できた¹。複数の定款変更議案を提出している会社もあるため、議案数は246議案（同254議案）となる。

○主要な項目別の会社数は図表1の通りである。なお、技術的な文言の修正や条文の移動のみの変更等については会社数に含めていない（以下、同じ）。

図表1 2011年6月総会での定款変更（東証一部内国会社）



（注）議案数ベースでは、「株式」が40議案、「取締役・取締役会」が96議案となる。それ以外は、社数と議案数は同じである。

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○商号や事業目的など「総則」に関する定款変更を行った会社が116社（2010年は127社）と最も多かった。次いで「取締役、取締役会」に関する定款変更が95社（同111社）であった。

¹ 上場会社による適時開示情報の中から、「東京証券取引所（第一部）」の「内国会社」による「定款の変更」をスクリーニングし、そのうち2011年6月開催の株主総会に会社提案として議案提出されたものを抽出した（株主提案分については含めていない）。事後的に定款変更議案が修正された旨の開示がなされた場合は、修正後の内容に従った。なお、今回の調査対象の中には、会社提案の定款変更議案が否決された例はなかった。

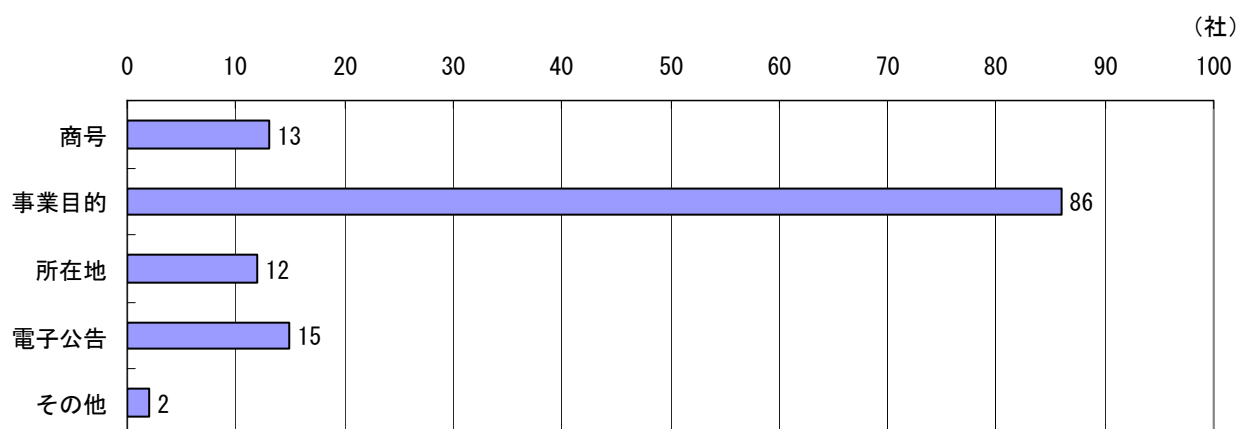
○以下、「監査役、監査役会」（54 社（同 54 社））、「株式」（36 社（同 38 社））、「株主総会（買収防衛策除く）」（31 社（同 20 社））となっている。「買収防衛策」に関する定款変更を実施した会社は 2 社（同 8 社）に留まった。

○本稿では、これらのうち、「総則」、「株式」、「株主総会（買収防衛策除く）」、「買収防衛策」に関する定款変更について紹介する。なお、それ以外の事項については別稿で紹介する予定である。

1. 「総則」に関する定款変更

○2011 年 6 月総会での定款変更で、最も多かったのが定款の「総則」に関するもので、116 社（2010 年は 127 社）で確認できた。具体的には、図表 2 のような事項について定款変更が行われている。

図表 2 2011 年 6 月総会での「総則」に関する定款変更（東証一部内国会社）



（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○「事業目的」の追加、修正、削除を行った会社が最も多く 86 社（同 94 社）であった。次いで「電子公告」採用が 15 社（同 16 社）、「商号」の変更が 13 社（同 21 社）、「所在地」の変更が 12 社（同 14 社）となっている。

○以下、「事業目的」と「電子公告」について説明する。

(1) 「事業目的」

○会社法上、株式会社はその（事業）目的を定款に記載することが義務付けられている（会社法 27 条 1 号、いわゆる絶対的記載事項）。定款が定める目的からの逸脱は、例えば、取締役の善管注意義務違反や忠実義務違反に基づく損害賠償（会社法 330、355、423 条など）や、取締役の行為の差止請求（会社法 360 条）などの対象となる可能性がある²と解されている²。

○「事業目的」の追加、修正、削除は、例えば、合併や持株会社化といった組織再編や、事業の拡大・

² 江頭憲治郎「株式会社法 第 3 版」（2009 年、商事法務）p. 31。

縮小などに伴って、定款に記載する「事業目的」の記載内容を変更するといったものである。

○2011年6月総会での定款変更では、「事業目的」を追加する会社が多く、80社で確認できた。「事業目的」を追加する理由としては、「将来の事業展開への備え」（34社）と「事業の多様化、拡大」（32社）が多い。次いで「現状の事業内容の明確化」（20社）、経営統合や持株会社化など「事業再編に伴うもの」（10社）となっている（図表3）。

図表3 事業目的を追加する主な理由

- | |
|---|
| <p>① 将来の事業展開への備え……34社
（例）「当社の将来の事業展開に備えるため」（機械）</p> <p>② 事業の多様化、拡大……32社
（例）「当社事業の現状に即し、事業内容の多角化に対応するため」（機械）</p> <p>③ 現状の事業内容の明確化……20社
（例）「当社及び子会社の事業目的の現状に即し、事業目的の明確化を図るため」（その他金融業）</p> <p>④ 事業再編に伴うもの……10社
（例）「建設業を主たる事業とする当社の子会社である〇〇〇〇株式会社の吸収合併…中略…に先立ち、同社の建設業に係わる事業を当社の事業目的の中に明確化するため」（サービス業）</p> <p>⑤ 新規事業への参入……7社
（例）「今後のシニア事業への展開を図るため」（不動産業）</p> <p>⑥ その他……8社</p> |
|---|

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

（2）「電子公告」

○「**電子公告**」採用は、自社の株主や債権者などといった利害関係者が権利行使・異議申出などを行う機会を与えるための周知手続である「公告」の方法として、「電子公告」を採用するというものである。会社法上、公告方法は「定款で定めることができる」とされているため³（会社法939条）、電子公告採用には定款変更が必要となるのである。

○電子公告とは、（会社法に基づく）公告を、一定の条件の下で、自社のウェブサイトなどで行う制度である（会社法2条34号、会社法施行規則222、223条参照）。2004年の（旧）商法改正で導入され（施行は2005年）、現在の会社法に引き継がれている。導入当初は、システム・トラブルなどに対する不安や、デジタル・デバイドに対する懸念などから採用に慎重な企業も多かった。しかし、近年、日刊新聞紙に掲載する公告方法と比較して、コストや利便性の観点から徐々に電子公告を採用する会社が増加している。

○2011年6月総会でも、15社が新たに電子公告を公告方法として採用する定款変更を実施している。電子公告を採用する理由としては、「手続合理化」を挙げる会社が多い（図表4）。

³ 逆に定款に定めがなければ、「官報に掲載する方法」がその会社の公告方法となる（会社法939条4項）。

図表 4 電子公告採用の主な理由

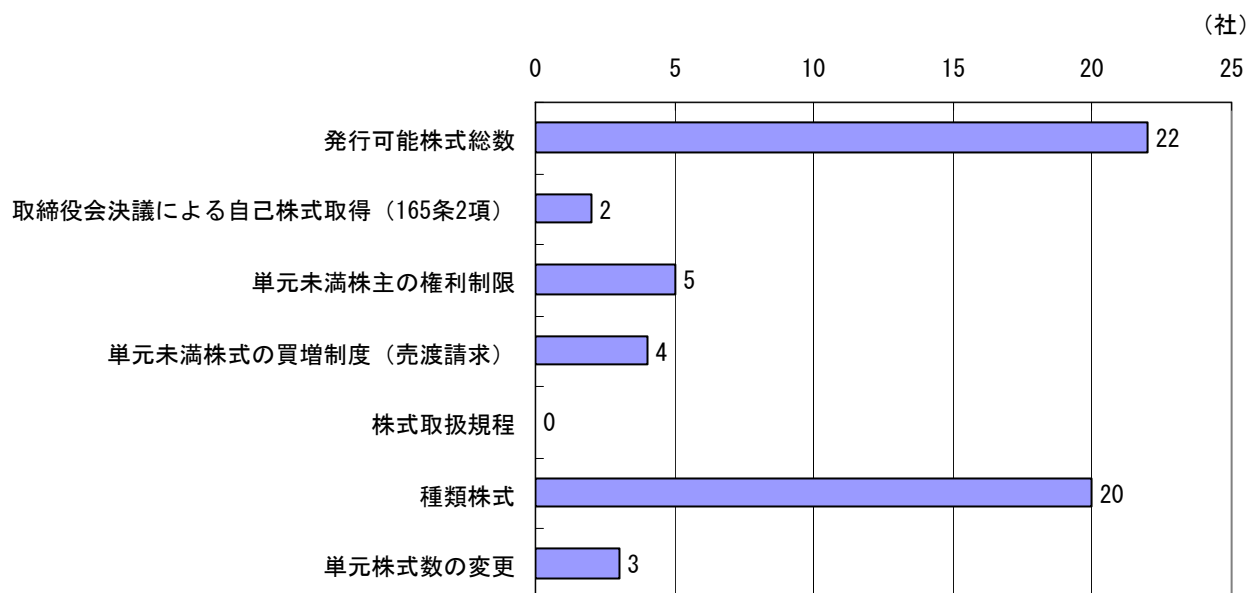
- ①「手続合理化」…… 8 社
 (例) 「電子媒体の普及を踏まえ幅広く情報を開示するとともに、手続きの合理化を図るため」 (銀行業)
- ②「周知性向上」…… 6 社
 (例) 「インターネットの普及を踏まえ、周知性の向上及び公告手続の効率化のため」 (精密機器)
- ③「利便性向上」…… 6 社
 (例) 「インターネットの普及を踏まえ、株主の皆様の利便性の向上等を図るため」 (輸送用機器)
- ④「費用削減」、「経済性」…… 4 社
 (例) 「利便性の向上及び費用の削減をはかるため」 (電気機器)
- ⑤「効率化」…… 4 社
 (例) 「閲覧に際しては融通性の確保、検索性の向上、地域格差の解消が図れるほか、実施に際しても経済的、効率的な方法であることから」 (機械)

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

2. 「株式」に関する定款変更

○2011 年 6 月総会での「株式」に関する定款変更は 36 社 (2010 年は 38 社) であった。具体的には、図表 5 のような事項について定款変更が行われている。

図表 5 2011 年 6 月総会での「株式」に関する定款変更 (東証一部内国会社)



(注 1) 同じ会社が、同じ案件を複数の議案に分けて諮っている場合があることから、議案数ベースでは、「発行可能株式総数」が 23 議案、「種類株式」が 22 議案となる。それ以外は、社数と議案数は同じである。

(注 2) 上記のほか、会社法 459 条に基づく剰余金の配当等の取締役会授權を行う定款規定の新設に伴い、会社法 165 条に基づく自己株式取得の取締役会授權に関する規定を削除する事例が 2 社で確認された。この事例において、規定の削除自体は技術的な文言の調整と考えられることから、上記図表では割愛し「株式」に関する定款変更の社数にも加算していない。なお、会社法 459 条に基づく剰余金の配当等の取締役会授權を行う定款変更については、別稿で紹介する予定である。

(出所) 各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○「発行可能株式総数」が最も多く 22 社（同 17 社）であった。次いで「種類株式」の発行・消却等が 20 社（同 16 社）であった。以下、「単元未満株主の権利制限」が 5 社（同 2 社）、「単元未満株式の買増制度」が 4 社（同 10 社）となっている。なお、2009～2010 年にかけて、株券電子化（2009 年 1 月実施）やそれに関連する「株式取扱規程」などに関する定款変更が多く見られたが、今年は確認されなかった。おそらく必要な改正は、2010 年まででほぼ完了したものと思われる。

○以下、「発行可能株式総数」、「種類株式」について紹介する。

(1)「発行可能株式総数」（いわゆる授権枠）

○「発行可能株式総数」（いわゆる授権枠）に関する定款変更（22 社）は、その会社が発行できる株式の総数を変更するものである。その内訳は図表 6 のようになっている。

図表 6 「発行可能株式総数」（授権枠）に関する定款変更の内訳

発行可能株式総数を増加…… 8 社（2010 年は 6 社）

発行可能株式総数を減少…… 9 社（同 6 社）

増減なし（株式の種類別内訳等の変更のみ）…… 3 社（同 3 社）

全部取得条項付株式（注）を利用した完全子会社化（スクイーズ・アウト）に伴うもの…… 2 社（同 2 社）

（注）発行会社が、株主総会の特別決議によってその全部を取得する条項が付された株式のこと（会社法 108 条 1 項 7 号）。

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○これらのうち、発行可能株式総数を増加させた 8 社（9 議案）については、増加させた理由として図表 7 に掲げるものを挙げている。

図表 7 「発行可能株式総数」（授権枠）増加の主な理由

①機動的な資本政策のため…… 5 社

（例）「今後の資本政策及び財務戦略上の柔軟性及び機動性の確保の観点」（その他金融業）

②優先株式（発行、普通株式転換など）…… 4 社

（例）「第四種優先株式には普通株式への転換権が付与されているため、普通株式の発行可能種類株式総数を増加いたします。全体の発行可能株式総数については、現時点で第四種優先株式の発行金額が未定であることから、法令で認められている範囲でこれを増加いたします。」（銀行業）

③将来における事業規模の拡大、新規事業などに備え…… 3 社

（例）「当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にする為」（不動産業）

④M&Aの実施、検討…… 3 社

（例）「将来の事業規模を拡大させ、株主・企業価値を向上させていくためには、機動的な資本政策、株式を対価とする M&A 等も検討する必要」（化学）

⑤その他…… 2 社

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○発行可能株式総数（授権枠）を増加させた 8 社のうち、後述する 2 議案に分けて実施した 1 社を除いた 7 社について、発行可能株式総数が改正前と比してどれだけ増加したか（（変更後－変更前）÷変更前）

をみると平均「102.4%」となった（2010年は49.0%）。つまり、授權枠がほぼ倍増した計算となる。

○この7社中、増加した割合の最も高かったのは「200.0%」と3倍に拡大した会社（銀行業）であった。逆に、最も低かったのは「26.8%」の会社（その他金融業）であった。

○なお、2議案に分けて実施した会社は、次のような手続によって2段階で発行可能株式総数を従来の約10倍（ $\approx 2.7 \times 3.7$ ）に拡大している。

- ①第1号議案において種類株式の発行のため従来の発行可能株式総数を約2.7倍に拡大する定款変更決議
- ②第2号議案において種類株式の第三者割当発行決議
- ③第3号議案で（第2号議案で決議した）種類株式が一定数以上発行されることを条件に（停止条件）、発行可能株式総数を第1号議案から更に約3.7倍に拡大する定款変更決議

○本来、会社法上の公開会社（譲渡制限のない株式を発行している会社）は、発行済株式総数（変更前の発行可能株式総数（授權枠）ではない）の4倍を超えて発行可能株式総数（授權枠）を拡大させることは許されない（会社法113条3項）。

○ただし、ここでいう発行済株式総数は、定款変更決議時点ではなく、「当該定款の変更が効力を生じた」時点を基準とすることが定められている（同前）。そのため、この会社の事例のように、先行する議案で既に株式の発行決議がなされているような場合に、同じ株主総会のその後の議案として、その株式の発行を停止条件として、決議時点の発行済株式総数の4倍を上回る定款変更決議を行うことは適法だと一般に解釈されている⁴。

○私見だが、なるほど、会社法の文言上、こうした手続を踏まえた上で行われるのであれば、一般に解釈されているように適法だといえるかもしれない。しかし、これは無条件に容認されるべきものではないように思われる。十分な説明、根拠なしに行われるのであれば、不適切なコーポレート・アクションとの批判は免れないだろう。

○なお、この会社の場合、株主総会招集通知・適時開示書類などによれば、企業再生支援機構の支援による事業再生計画の一環として実施したもののようである。

○他方、発行可能株式総数を減少させた会社は、9社（2010年は6社）あった。このうち7社は、種類株の消却に伴う変更であった。残りの2社のうち1社は、株式併合の実施に伴う変更であり、もう1社は、種類株式の消却と株式併合の両方を実施したことに伴うものであった。

○もっとも、最後の1社の場合、株式併合が5株を1株に併合するのに対して、発行可能株式総数は約半分の減少にとどまることから、実質的には発行可能株式総数の拡大と同じ効果を有しているものと考えられる。

⁴ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006年）p. 202。

(2) 「種類株式」

○「種類株式」に関する定款変更を行った会社 20 社（22 議案）の内訳は、図表 8 の通りである。

図表 8 「種類株式」に関する定款変更の内訳

- ①種類株式の消却に伴う規定の削除……10 社（注 1）
- ②種類株式の発行、種類の追加（③を除く）……6 社（注 2）
- ③全部取得条項付株式（注 3）を利用した完全子会社化（スクイーズ・アウト）……2 社
- ④種類株式の内容変更……3 社（注 4）
- ⑤その他……1 社

（注 1）「②種類株式の発行、種類の追加」、「④種類株式の内容変更」も併せて実施しているものが各 1 社ある。

（注 2）「①種類株式の消却に伴う規定の削除」も併せて実施しているものが 1 社ある。

（注 3）発行会社が、株主総会の特別決議によってその全部を取得する条項が付された株式のこと（会社法 108 条 1 項 7 号）。

（注 4）「①種類株式の消却に伴う規定の削除」を併せて実施しているものが 1 社ある。

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○種類株式の消却に伴うケースが半数を占めている。逆に、種類株式の新規発行に向けて規定を新設等するケースも 6 社あった。

3. 「株主総会（買収防衛策除く）」に関する定款変更

○2011 年 6 月総会での「株主総会」に関する定款変更は、買収防衛策に関わるものを除くと 31 社（2010 年は 20 社）であった。具体的な事項は図表 9 の通りである。

図表 9 「株主総会（買収防衛策除く）」に関する定款変更の内訳

- ①株主総会の招集権者・議長……17 社（2010 年は 11 社）
- ②株主総会の招集地……6 社（同 4 社）
- ③株主総会参考書類等のみなし提供……6 社（同 1 社）
- ④株主総会の開催時期……3 社（同 3 社）（注 1）
- ⑤株主総会の基準日……3 社（同 5 社）（注 2）

（注 1）全て決算期の変更に伴うものである。

（注 2）全て決算期の変更に伴うものである。

（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○なお、「③株主総会参考書類等のみなし提供」（以下、「みなし提供」という）とは、定款に定めがあれば、株主総会参考書類、事業報告、計算書類などの記載事項の一部は、その内容をインターネットに掲載すること（いわゆるウェブ開示）によって、株主に提供したものとみなされる（つまり、株主宛に送付する書類への記載を省略できる）という特例のこと（会社法施行規則 94 条 1 項、133 条 3 項、会社計算規則 133 条 4 項など）である。一般には、発行会社が「株主への通知コスト

の削減のために、株主への直接提供を省略することができる」制度と説明されている⁵。

○「みなし提供」制度を導入する理由については、6社中2社が情報開示の充実を掲げているものの⁶、他の4社は特段の理由を明らかにしていない。また、制度導入による株主への影響（従来、書面で送付されていたものが送付されなくなり、インターネットで閲覧しなければならないこと）が、一般の株主・投資者にとって、必ずしも分かりやすく説明されていないように感じられる事例⁷も一部で見受けられた。

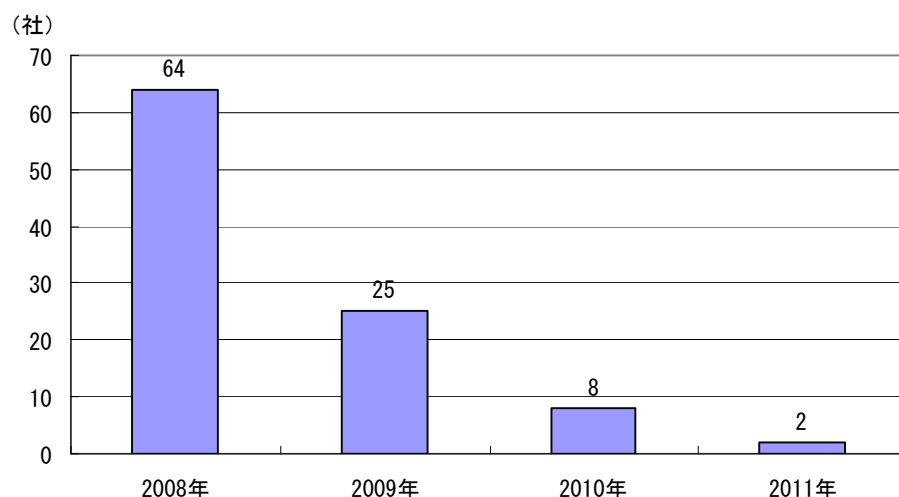
○私見だが、「みなし提供」制度は、上場会社の株主管理コストなどを考慮すれば必要なものであることは理解できるものの、運用によっては株主に負担を強いるものとなる。その意味で、上場会社には、より丁寧な説明と適切な制度運用が求められるように思われる。

4. 「買収防衛策」に関する定款変更

○2011年6月総会で「買収防衛策」に関する定款変更を実施した会社は、わずか2社（2010年は8社）にとどまった。

○買収防衛策に関する定款変更は、この数年で大幅に減少している（図表10）。買収防衛策そのものについても新規導入はほぼ一巡し、最近では、更新・変更・廃止が話題となることが多い。買収防衛策を巡る定款変更にも、そのことが影響しているものと思われる。

図表10 買収防衛策に関する定款変更議案の推移（東証一部内国会社、各年6月総会）



（出所）各社の適時開示資料を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

⁵ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006年）p. 484。

⁶ これらの会社がコスト削減ではなく、情報開示の充実を掲げているのは、ウェブ開示であれば、書面の送付と異なり、郵送費などを考慮することなく、より詳細な情報開示を行うことができるのと考えによるものと思われる。筆者も、こうした考え方は評価できるものと考え、実際に、充実した情報開示がなされることを期待したい。

⁷ わかりやすいと感じるか否かは、あくまでも主観の問題なので、ここでは社数は示さない。なお、筆者の主観では、「みなし提供」制度の枠組み（本来であれば株主総会参考書類等に記載されるべき事項が、記載されなくなり、インターネット上に掲載されるなど）について、わかりやすい説明を行っている会社の方が、少数派であるように感じられた。

- 具体的な、買収防衛策に関する定款変更の内容は、1 社が買収防衛策に関する定款規定の新設で、株主総会決議による買収防衛策の導入・変更・廃止等を明記するものである。
- 会社法上、取締役会設置会社における株主総会の権限は、「この法律（筆者注：会社法のこと）に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる」と定められている以上（会社法 295 条 2 項）、買収防衛策の導入・更新などについて株主総会決議を行ったとしても、その決議に法的効力は認められないとの見解が有力である（いわゆる勧告的決議）⁸。
- そこで、「定款で定めた事項」を株主総会の決議事項とすることができるという会社法の規定を活用し、定款に買収防衛策の導入・変更・廃止等を株主総会の決議事項とするために必要な条項を盛り込むというものである。
- なお、買収防衛策に関して株主総会が決議する事項としては、「導入」、「変更、継続等」、「発動」、「廃止」の 4 つが考えられる。この会社の場合、「導入」、「変更、継続等」、「廃止」を株主総会決議事項として定めているが、買収防衛策の「発動」は定めていない⁹。
- また、この会社の場合、定款の文言は、「決議を行うことができる」としている。その意味で、単に株主総会決議による導入等を可能とするものであって、買収防衛策の導入等に株主総会決議を必須とすることまで定款上求めているものとは言えないだろう。
- もう 1 社は、既存の買収防衛策に関する定款規定の改正で、非適格者に新株予約権と引換えに一定の財産（金銭等）を交付することができるという内容の規定を削除するものである¹⁰。

⁸ 江頭憲治郎「株式会社法 第 3 版」（有斐閣、2009 年）p. 293 参照。

⁹ もちろん、株主総会決議による「発動」を定める規定がないこと自体は必ずしも問題とされるべきことではないだろう。買収防衛策は、本来、買収条件の改善に向けて買収者と交渉するためのツールであり、当初から「発動」を予定すべきものではないと考えられるからである。むしろ株主総会決議という形式的な手続さえあれば、理由の有無を問わず買収防衛策を「発動」できると解されるような規定は、企業価値研究会の次の見解に反すると見られる可能性もあるだろう。「善管注意義務を負っている被買収者の取締役が、買収提案が株主共同の利益に適うか否かに関する第一次的判断を自らは回避し、形式的に株主総会に買収の是非に関する判断を丸ごと委ねて、自己を正当化することは、責任逃れとさえいうことができる」（企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008 年 6 月 30 日）p. 4）。

¹⁰ 企業価値研究会「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（2008 年 6 月 30 日）参照。